

寄せられんことを請ふとも、其分館は之に應ずることを本分とせざればなり。之に反して若し其分館内に派出出納所が併置せられ居る場合には、其分館は此注文に應じ、中央圖書館又は附近の分館より彼の請求せる圖書を取寄せ得べし。此くの如く派出出納所をも兼帶せる分館に於ては、館外帶出は非常の増加を來すなり。例へば紐育公共圖書館の管下に於て派出出納所を兼ねたる分館の帶出は、一日一千冊にして、他の分館に於ては一日僅に十冊内外なり。換言すれば派出出納所を兼ねたる分館の圖書の使用は之を兼ねざるものに百倍す。一般の傾向より云へば、第三の派出出納所は將來に於て第二の分配停留所又は巡廻文庫の代用となるに至るべし。

分館の管理。分館の管理は其中央集權の程度如何によりて異れり。經營者多數の意見の一致する點は、各分館に或程度の獨立を許すことはありとも、本分兩館は決して同位たるべからずと云ふにあり。一の極端に於ては、本館をば全然中央集權的の者とするにあり。此場合には主要作業は總て中央本館に於て爲され、分館員は單に中央本館を助成するの外何等の自由を有せず、各作業は皆それら一定の規則に従ひ爲さざるべからず。かゝる分館は單に其分館の運用上必要な

る機能を遂行するのみにて、獨別の書目を有すとすも、何等獨別の受入簿登録簿等を有せず、一切の經營一切の畫策皆中央に於て爲され、何事も分館員に商議せられざるなり。之に反して他の極端に於ては、分離せる一圖書館として經營せられ、實際的に獨立せる分館あり。此分館長は彼一己の權能を以て一切の經營を爲す。即ち圖書の貸附方、分類、登録等、一切諸他の分館に異なる組織を有するなり。以上の兩極端は單に説明の便宜上の例證に過ぎず。普通に行はるゝ分館制にては、或點に於ては本館は中央集權主義を採り、或點に於ては分館は半ば獨立し居るなり。最も多くの組織は折衷的にして、次の諸點に於て中央集權制を採る。即ち

- (一) 圖書の購入。
- (二) 館員の養成。
- (三) カードを記載すること(少くとも其主要事項)。
- (四) 圖書の出納法の畫一。
- (五) 圖書函架番號の畫一。
- (六) 公衆に對し圖書の利用法を圖る諸規則の畫一。

而して他面に於て左の諸項は或程度迄各分館の獨立自由を許容せり。即ち

- (一) 圖書の選擇。
 (二) 分館の紀律、司書(職員)の選定。
 (三) 分館所在地の地方的諸政略及諸施設。

而して各分館長は、地方的利害に關しては中央館長の地方的忠言者となるなり。現に東京市立圖書館の體系の如きは殆ど全く此折衷制に則れるものなり。

分館の利便は、(一) 館員の立場、(二) 公衆の立場の兩方面より觀察することを得。先づ第一なる館員の立場より分館制の利便を觀れば、

- (一) 分館は其閱覽者の請求によりて、中央本館又は他館より多くの圖書を廻送せらるゝ利便あり。
 (二) 分館長は諸他分館の協力を得、又圖書館事業に就きて熟練なる中央館長等の助言を得るの利便あり。
 (三) 多くの機械的作業は中央圖書館に於て擔任せられ分館員は圖書利用等の自由研究に専念するの利便あり。

要之、彼等は協同より來る一切の利便に擁抱せらる。但し此は此協同が一の中央的統一管理の下に系統的に組織せらるゝ場合に限り。

次に第三の分館を利用する一般公衆の立場より觀んに、分館閱覽者は、其分館の獨立館として享け得べき總ての利益の外に、其分館以外即ち中央本館及諸他分館の藏書をも借覽するの便宜を併有す。即ち彼等は本分兩館を合して一大圖書館と觀て、其一切の藏書を利用し得るの便を有するなり。
 如上何れの方面より觀るも分館制の利便は顯著なり。分館制に就きては其位置、聯絡法等尙他に多くの研究問題を有すれども、此等は本冊子に盡し難ければ今は之を略す。

第十九章 巡迴文庫

巡迴文庫とは、圖書貸付の目的を以て團體又は個人に遞次廻送する圖書の集合にして、通常之を書函に入れて運搬に便にし、圖書館事業の補助として貸出し、又は圖書館の在らざる僻遠の他に供給するものなり。而して此事業を秩序的に且遺漏無く施行せんとするには、公立圖書館に於て取扱ふを最便とす。

此制度は今より約百年前スコットランドの一小市に行はれしに濫觴す。然れども當時の巡廻文庫なるものは唯機械的に圖書を廻送するに止れり。今日行はるゝ如き眞の巡廻文庫制は米國の倡道に係りしものにて、同國にては着々其効を奏しつゝあり。我國に於ては明治三十七年山口縣に於て創設せしを嚆矢とし、爾來新潟、岡山、山形其他に於て之を施行し、近年に至りて益隆盛となれり。

巡廻文庫の本來の目的は、圖書館を有せざる僻陬の地方に在る人々に、圖書館其他(公私團體)より讀書の材料を供給するに在り。然れども(一)圖書館に在りても分支館の組織未だ成らざるか、(二)分支館は在りても其分布未だ普からざる場合、(三)讀書俱樂部又は特殊の研究に従事する團體等よりの請求ある場合には、敢て僻遠の地方ならずとも、或本據圖書館より其館所在の都市内に在る分支館或は團體等に對し巡廻文庫を發送することあり。

巡廻文庫として廻送する圖書の集合は運搬上の便を計り、大抵五十冊乃至百冊を限度とし、之を堅固なる書函に容れて一組となすを普通とす。而して其内容編成に就きては凡そ左の三法あり。

(一) 固定編成法。此は中央より第一號第二號と順次に一定の文庫を廻送する法

にて、一巡廻期間は書函の内容固定不變なるものを云ふ。

(二) 變通又は交換編成法。此は同一箇所同一圖書の巡廻することを避けんが爲に、適宜新なる圖書と交換して廻附する法なり。此第二法の場合に於て需要者は自ら本據圖書館に到り、係員に請求して其所要圖書を取捨することを得べく、又中央より豫め配布せる目錄中より圖書を選択して其廻附を要求することを得べし。

(三) 折衷編成法。前記(一)(二)の編成法は何れも一長一短あり。今其長を取り短を補ひて案出せるものに折衷編成法あり。此は一部は本據圖書館よりの編成に従ひ、一部は需要者の請求選擇により、混合編成する方法にして、今日實際最も善く行はるゝものなり。

巡廻文庫の發送先即ち巡廻文庫停留所は凡左の如し。

- (イ) 教育團體(官公立學校)。
- (ロ) 公私立圖書館(本據圖書館よりも小規模なる圖書館分館)。
- (ハ) 會社、工場、俱樂部、青年團。

停留所は成るべく其地方中央便利の處に置き、其家は商店たると住宅たると

を問はずと雖も、學校のみは成るべく之を避くべし。蓋し學校は夜間又は長き休暇中閉鎖せらるればなり。

巡廻文庫停留所に於ける監督者は、當該主長即ち分支館長、學校長、會社工場長、又は各代理者之に當り、書函の受入、發送及閱覽成績報告等をなし、本據圖書館よりは時々視察員を派し、圖書の取扱方、閱覽統計等の點檢を爲す。殊に米國に於ける巡廻文庫停留所の管理者は、常に圖書集配上の整理に任ずるのみならず、進みては讀者に對して讀書の方法、圖書の選擇方法を講話し、退きては地方の讀書傾向を察し、嗜好の向上法を案する等、恰も本據圖書館の職員の所務に似たる所あり。斯くの如くにして巡廻文庫は始めて圖書館に遠ざかれる地方に於て圖書館の代用を爲すべきなり。

巡廻文庫配布の申込は、少くとも十人以上の公民より成立する一團體をして之を爲さしめ、其圖書の如きは充分丁寧に取扱はしめ、不可抗力に由るにあらざる亡失、破損等に對しては相當の辨償法を契約するを要す。

巡廻文庫の圖書は前述の何れの編成法に従ふも、短くとも二ヶ月、長きは四ヶ月乃至六ヶ月、本據圖書館の藏書中より引出さるるものなるを以てし、複本無き圖書

を巡廻文庫中に編入する時は、其文庫の歸着せざる間、本據圖書館に於ける該圖書の求覽者は之を借覽することを得ざる道理なり。されば本據圖書館に於て相當の複本を備付くるに至る迄は、濫に巡廻文庫を施行すべからず。又一般館外貸出の場合と同じく、貴重書、事彙、辭書等は之を巡廻文庫中に編入すべきものに非ず。本邦に於ける巡廻文庫は、既述の如く山口縣立圖書館其嚆矢として最も善く發達せるを以て、同館巡廻文庫制の大略と其手續とを紹介せん。

同館の巡廻文庫は五十冊乃至百冊内外の通俗圖書を一定の書函、檜にて造り高さ約二十二吋、長さ約二十六吋強、幅約九吋、製造費七圓、觀音開にして蝶番を有せる兩扉を付し、中は二段、重量は所收圖書を合して約十二貫に收め、使用期限を定めて之を各所に廻附し、所在公衆の閱覽に供せしむ。函中には圖書目錄を添付す。此目錄は短冊形、拔差自在のものにして、文庫編成と同時に差込み、圖書歸着後之を抜き取り、更に他の文庫編成の時之を用ふ。但し郡役所及公立圖書館には謄寫目錄若干を送付して、閱覽者に配布せしむ。目下文庫廻附先九十三個所にして、郡市役所と圖書館とは四箇月毎に交換し、縣立學校は一學期毎に交換す。尙文庫取扱手續を示せば左の如し。

- 第一條 縣立圖書館に於ては巡迴書庫の發送又は交換期限を定め之を郡市役所、縣立學校、公私立圖書館に通知すべし
- 第二條 郡市役所、縣立學校、公立圖書館に於て巡迴圖書の廻付を受けむとするときは廻付期日一ヶ月前に縣立圖書館に請求すべし
引續き巡迴圖書の廻付を受けむとする場合に於ても前項の手續を爲すにあらざれば縣立圖書館に於ては廻付することなし
- 第三條 縣立圖書館に於ては巡迴書庫と共に圖書目錄を郡市役所に送付すべし郡市役所に於ては該目錄を學校、町村役場に配付して公衆に周知せしむべし
- 第四條 郡市役所、縣立學校、公立圖書館に於て巡迴書庫の廻付を受けたるときは直に領收書を縣立圖書館に送付すべし
- 第五條 郡市役所に於ては閱覽所を設くるの外短期日の携出を獎勵し公衆を誘致して圖書を利用せしむる様適宜の方法を講ずべし
- 第六條 郡市役所に於て設置したる閱覽所に就き閱覽する者には閱覽請求簿に、圖書を携出せむとする者には特許帶出證に其住所氏名及所要の書名冊數を記入せしむべし縣立學校、公立圖書館に於ても前項に準し閱覽圖書を整理すべし
- 第七條 郡市役所、縣立學校、公立圖書館に於て巡迴書庫の使用了りたるときは期日を違ふることなく閱覽請求簿及特許帶出證と共に縣立圖書館に送付すべく縣立圖書館に於て之を受けたるときは直に領收證を送付すべし

- 第八條 郡市役所に於て閱覽所の位置又は閱覽に關する細則を變更したるときは直に縣立圖書館に報告すべし
- 第九條 縣立學校に於て臨時必要の場合には巡迴書庫に依らず圖書の廻付を縣立圖書館に請求することを得
- 第十條 縣立圖書館に於て巡迴書庫の返還を受けたるときは其の都度閱覽成績を知事に報告すべし

第二十章 家庭文庫

此は米國人チャールス・ボルツウェル氏の創始せる所にして、巡迴文庫の一種と視るべきものなり。初はポストンのみに行はれしが、尋で市俄古にも行はれ、今や一般に其有益利便を認めらるゝに至れり。此施設は公共圖書館若しくは其分館等に來る能はざる人の爲に設けらるゝものにして、兒童と父兄並に善良にして趣味ある娛樂を求めんとする人々の間を結合する聯鎖たるの外、多くは此等の人々を普通圖書館に誘致する媒介たるなり。今紐育州立圖書館に於て施行せる實例

を示さんに、同館にては同州内に於て州立圖書館の利用距離以外に在住する者に對し、圖書館の恩澤に浴せしむる爲に此文庫を廻附す。即ち希望者は自己及家族の職業、年齢嗜好等を詳記し、不動産所有者の保證を得て、州立圖書館に家庭文庫の廻附を請求する時は、同館より請求者に適切なる家庭文庫(一組十冊)を三箇月間貸與するものにして、一家は之によりて坐がら讀書の利澤を享受することを得。此文庫の中心的利用者は兒童にして、近隣數人の兒童及其父兄等相計りてて文庫を借出すなり。而して通例其兒童中の一人(多くは年長者)此文庫の保管者となり、別に又一人の特志監督者(大抵婦人)あり。此監督者は一週一度此等一團の兒童を文庫保管者たる兒童の宅に會し、互に圖書を交換し、又此等の圖書に就きて講話す。此くの如くして此文庫の盛衰は大に其監督者の人格に倚繫す。此世話役一見容易にして、少しく社會教育に興味ある者ならば何人も試み得らるべきが如くなれども、其實は決して然らずして永續する者少し。此一週一度の監督者巡視は之を約して隔週程にし、前陳保管者をして代理せしむることもあり。而して此等文庫使用者たる兒童の團體は次第に讀書の趣味を増し、其利用法に通じ、自己の研究せんとする事項に必要な種々の參考書をも請求するに至り、全く大人の巡廻文庫、

館外貸出に等しき利用を爲すに至り、後には或研究俱樂部に變ずることもあり。爰に注意すべきことは、元來此文庫は直接圖書館を利用する便宜を有せざる地方に對して貸出し、機會の有り次第普通圖書館を直接利用せしむるの媒介誘致策なるを以て、直接に圖書館(殊に兒童圖書館)を利用し得る地方に於て施行するは害ありて益なし。

第二十一章 圖書の點檢及曝書

圖書は圖書館の最も重要な財産なれば、其保存に就きて常に充分の注意を拂はざるべからず。然れども圖書館の圖書は個人の藏書と全く異なり、廣く館の内外に利用せられて瞬時も活動を熄めざるを原則とするが故に、如何に出納上の注意を怠らず、殊に貸出に就きて規則の勵行を圖るとするも、稍長き日月の間には多少の紛亂失踪等あるを免れず。殊に書庫を開放して閱覽者の自由接棚を許す場合に於て然りとす。是に於て時々庫中の圖書を其架棚に就きて點檢調査するの

必要起る。其圖書の點檢は、能ふべくは一定時期に於て總ての圖書の出納を停め、其館内に現在するを假認せる後に舉行するを便とす。然れども此は實際に行はれ難き事に屬するを以て、止むを得ず閱覽室を閉鎖せる時に於て行ふを通例とす。若し全部の閱覽を停むること能はずは、開館時に於て書庫の一部局づゝを調査するも可なり。其法は一人函架目錄を按じ、一人架棚上の現品を視、彼此相照合して進む。若し圖書の該當位地に存在せざることを發見する時は、豫て準備せる帳簿に之を記入し、最後に取纏めて再應の審査に附す。此場合に第一に調査せらるべきは館外貸出の證票類なること勿論なり。萬一此等の證票類に照合して圖書の踪跡分明ならざるものを見出す時は、之を踪跡不明簿に轉記す。但し一度び此帳簿に載せられたりとも、一兩歳の後に至りて其所在を詳にすること往々之有り。されども有用にして從來出納の頻繁なりしものは、適宜に新本(複本の準備あらば其複本)を以て一時なりとも補充し置くを可とす。點檢に際して最も多く出會する事件は、分類番號等の見損じより出納手の誤りて位地を轉することとす。是れ極めて瑣事なれども、一度び位地を誤られたる圖書の數月に亘りて所在不明となり、其間閱覽者をして失望せしむる例少からず。此等の小事故の爲にも點檢は大

に必要なものなり。然れども點檢には許多の時間と少からざる煩勞とを費さざるべからざるを以て、毎年一回より以上之を行ふこと能はず。

圖書を蟲害、濕氣等より避けしむる手段も亦其保存上大切な事なり。殊に我國の圖書(和紙又は唐紙の本)は蠹蟲の害を被ること少からず。古書類に伴ひて一度び害蟲の館内に入ることあらんか、其迅速にして怖るべき繁殖は同一架棚の健全なる圖書に及びて熄む所を知らざるに至る。されば非常の用意を以てするに非ずば、假令比較的珍稀なりとも蟲損ある古書類を收容するに躊躇すべし。此害蟲及濕氣を拂ふには、秋季空氣の乾燥せる時日光に曝すを可とす。尙害蟲に犯されたる圖書、殊に古書類は收容に際し、フォルマリン瓦斯又は二硫化炭素瓦斯を以て薰蒸するを可とす。特別に貴重なる書類は平素樟腦其他の驅蟲劑を以て蟲害を豫防すべし。

第二十二章 圖書の消毒及廢棄

圖書館の圖書は往々病菌に觸れたる虞あることあり。其場合には速に消毒の手續を爲すべく、館内に其設備無き時は專業の消毒所に送るべし。病毒の劇しき傳染病患者の手に渡りし事實の分明なる場合には、該圖書を燒却廢毀するの覺悟無かるべからず。腸窒扶私、猩紅熱等の病毒は往々圖書を介して一年乃至數年の後に他に傳播せし例あれば、大に注意せざるべからず。往昔歐米に於て圖書館の圖書が諸種の病毒を傳ふるの故を以て、圖書館は世に有害なるものとして排斥せられし事あり。固より一時の誤解に過ぎざりしこと明白なれど、當事者は之を記憶し置きて萬一に處する用意無かるべからず。又館藏の圖書中繙閱頗る頻繁にして手澤の汚染例よりも甚しきものは、適宜之を排却し、新本を以て補充すべし。僅少の費用を吝みて、爲に公衆をして圖書館の圖書を厭忌せしむるが如きは非なり。

圖書館小識終

大正四年九月十三日印刷
大正四年十月二十三日發行

(定價金 七拾錢)

編輯者

東京市芝區三田慶應義塾圖書館内

日本圖書館協會

右代表者

田 中 一 貞

印刷者

東京市日本橋區兜町二番地

星 野 錫

印刷所

東京市日本橋區兜町二番地

東京印刷株式會社

不許
複製
翻譯

發賣所

東京市日本橋區通三丁目
郵便振替貯金口座東京第五番
大阪市東區博勞町四丁目
郵便振替貯金口座大阪第七番
京都市三條通鉄屋町西入
郵便振替貯金口座大阪第一七三番
福岡市博多上西三丁目
郵便振替貯金口座福岡第五〇〇番

丸善株式會社
丸善大阪支店
丸善京都支店
丸善福岡支店

正誤表

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
序	四	借	措	二二六	一四	稀ならずとせず	稀ならずとす
八	一〇	苦療煩擾	苦患煩悶	一三二	一二	五十音	五十音順
一〇	四	知的	智的	一三二	一三	五十音	五十音順
一一	一四	府立	府縣立	一五一	(一)初行	Williamノ次に	ピリオド()ヲ入ル
三四	八	目録の下に	目録係の下に	一五一	(二)初行	Andr Ews,	Andrews,
三八	二	自由なしめ	自由ならしめ	一五二	(三)初行	Heywood, H.	Heywood, H.
五四	一二	若しも	若し	一五五	(八)二行	Byron.	Byron.
五七	一一	此臺下	此臺上	一五六	三	Walkden, S. L.	Walkden, S. L.
六一	四	抽出	抽斗	一五八	(三)	充ひ	充行ひ
七二	六	ものなり	ものあり			歐文雑誌ノ例	Apr.
七八	一	選擇すが	選擇するが				
九九	一	圖 標準目録	圖書標準目録				
一〇〇	三	該當記録を	該當圖書の記録				

278

44

終

